

# 令和4年度より適用される主な税制改正について

## 1. 住宅ローン控除の特例の延長

住宅ローン控除の控除期間を13年とする特例期間が延長され、令和3年1月1日から令和4年12月31日までの入居者が対象となりました。

※また、この延長した部分に限り、合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅も対象とします。

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
<b>【改正後】</b> <b>経済対策として</b> <b>控除期間13年間</b> <b>の措置を延長</b> <small>〔新型コロナ法6の2①②〕</small>	(10月1日) 税率引上げ (10%)			R4年末までの入居 控除期間 13年
コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の弾力化 <small>〔コロナ法6④〕</small>		注文住宅は R2年9月末までに契約 分譲住宅などは R2年11月末までに契約	R3年末までの入居 控除期間 13年	
消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間 <small>〔解法41④⑤、震災13の2②〕</small>		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
住宅ローン控除 ※消費税率8%への引 上げ時に反動減対策と して拡充した措置 <small>〔解法41①②③、震災13の2①〕</small>	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	

注：R2年10月からR3年9月末までに契約の注文住宅、R2年12月からR3年11月末までに契約の分譲住宅などは、面積要件が40㎡以上50㎡未満の場合、合計所得金額が1,000万円以下の場合に限り対象となります。

## 2. 国や地方公共団体の実施する子育てに係る助成等の非課税措置

子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成等について非課税とします。対象範囲は、子育てに係る施設・サービスの利用料に対する助成です。

【対象のイメージ】国・自治体からの助成のうち以下のもの

- ・ベビーシッターの利用料に対する助成
- ・認可外保育施設等の利用料に対する助成
- ・一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成

※上記の助成と一体として行われる助成についても対象  
 (例：生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等)



### 3. ふるさと納税（寄附金控除）の申告手続きが簡素化

令和3年分の確定申告から、特定寄附金の受領者が地方団体であるとき（ふるさと納税であるとき）は、寄附ごとの「寄附金の受領書」に代えて、特定事業者が発行する年間寄附額を記載した「寄附金控除に関する証明書」を添付することができるようになりました。

証明書（XML形式）を「QRコード付証明書等作成システム」で出力した際のイメージ

#### 令和3年分 寄附金控除に関する証明書 （都道府県・市区町村に対する寄附金）

寄附者氏名 国税 太郎  
寄附者ID 309800  
寄附者住所 東京都千代田区霞が関●-●-●  
年間寄附額 300,000円

上記の寄附者から、所得税法第78条2項及び法人税法第37条第3項に該当する寄附が行われたことを証明します。

特定事業者（例）  
ふるなび、さとふる など

令和4年1月15日

特定事業者名（法人番号：特定事業者の法人番号）

#### ○寄附の内訳

寄附番号	寄附年月日	寄附先に関する事項		寄附金の額	備考	キャンセル情報
		名称	法人番号			
AA-000012	2021年1月15日	福岡県●●町	xxxxxxxxxxxxx	50,000		
AA-0000185	2021年2月3日	宮崎県●●市	xxxxxxxxxxxxx	30,000		

### 4. 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続きの簡素化

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得全部について、源泉分離課税（申告不要）とする場合に確定申告書の提出のみで申告手続きが完結できるよう、確定申告書の「住民税に関する事項」に項目が追加されることになりました。

#### ○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の少額配当等	非居住者の特例	配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額	特定配当等・特定株式等譲渡所得の全部の申告不要	給与、公的年金等以外の所得に係る住民税の徴収方法		都道府県、市区町村への寄附（特例控除対象）	共同募金、日赤その他の寄附	都道府県条例指定寄附	市区町村条例指定寄附
	円	円	円	円	円	特別徴収	自分で納付	円	円	円	円
					○	○	○				
事業税	非課税所得など		番号	所得金額	損益通算の特例適用前の不動産所得			前年中の開(廃)業	開始・廃止	月日	
	不動産所得から差し引いた青色申告特別控除額					事業用資産の譲渡損失など			他都道府県の事務所等		
上記の配偶者・親族・事業専従者のうち別居の者の氏名・住所			氏名	住所	所得税で控除対象配偶者などとした専従者		氏名	給与	円	一連番号	

### 5. セルフメディケーション税制の見直し（令和4年度～）

一定の取組（健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組）を行ったことを証する書類（領収書や結果通知書等）の提出または提示が不要になります。

## 参考：令和5年度以降適用の税制改正

### ○セルフメディケーション税制の見直し（適用期間の5年延長等）

セルフメディケーション税制改正内容		
	改正後	改正前
適用期間	令和4年1月1日から <b>令和8年12月31日</b> (令和5年度～令和9年度)	平成29年1月1日から令和3年12月31日 (平成30年度～令和4年度)
税制対象 医薬品	対象を医療費適正化の効果が <b>高いもの重点</b> ※スイッチOTC医薬品の中で医療費適正化の効果が低いものを除外し、効果が高いと認められるものを追加	スイッチOTC医薬品
手続き	・医薬品購入費…明細を添付	・医薬品購入費…明細を添付
	・健康の保持増進、疾病の予防の取組に関する書類添付または提示→ <b>不要</b> （※ <b>令和4年度</b> ～） (手元保管となり、取組に関する事項を明細に記載)	・健康の保持増進、疾病の予防の取組に関する書類添付が必要 (e-Taxの場合は手元保管)

### ○退職所得課税の見直し

令和4年1月1日以降に支払を受ける退職手当に関して、勤続年数5年以下の役員等（※）以外の方についても計算方法が変更となります。※法人税法上の法人役員、国会・地方議員及び国家・地方公務員

改正後：退職所得控除額を控除した後の金額のうち300万円を超える部分について**全額**を課税の対象

改正前：退職所得控除額を控除した後の金額の**2分の1**の額を課税の対象

短期退職所得（収入金額－退職所得控除）課税対象額の計算方法		
退職所得	300万円以下の場合	300万円を超える場合
計算方法	(収入金額－退職所得控除) × 1/2	150万円 (注1) 300万円以下の部分の退職所得金額 + {収入金額－(300万円＋退職所得控除)} (注2) 300万円を超える部分の退職所得金額

